

□ J P A 震災情報（第 28 報）-----2011.4.25-\*

-----発行：日本難病・疾病団体協議会（J P A）事務局

患者団体、関係者のみなさんへ

今回は、本日、震災対策を主に開催された民主党障がい者政策 P T の概要を資料とともに速報します。ご活用ください。

（水谷）

-----  
★民主党障がい者政策 P T（第 21 回）の概要（速報）

（文責・水谷）

4 月 25 日（月）16 時より、参議院議員会館会議室にて、民主党障がい者政策 P T（第 21 回）が開かれ、同 P T が 4 月はじめに提言した東日本大震災において被災した障害者・難病患者に関する特別立法および第一次補正予算の提言についての、厚生労働省のヒアリングが行われました。このヒアリングには、当事者団体として傍聴席には、J D F（日本障害フォーラム）および J P A（日本難病・疾病団体協議会）の 2 団体が招かれました。J P A からは、坂本常務理事と事務局長の水谷が出席しました。

震災対応の緊急性から、傍聴出席した私の聴き取った範囲と文責で以下に概要詳細を速報します。

◇ ◇ ◇

<谷座長あいさつ>

冒頭、あいさつに立った谷博之座長は、本日の議題は、

- 1) 東日本大震災被災障害者・難病患者に関する特別立法、第一次補正予算への提言についての厚生労働省からのヒアリング、
- 2) 障害者基本法改正（案）の審議日程等についてであるとし、まず 1) について経過と趣旨を説明したいと述べました。

#### 1. 特別立法と第一次補正予算についての提言と厚労省からのヒアリング

谷座長は、第 1 の議題について、3 月 29 日の 30 団体を超える当事者団体からのヒアリングを行い、それを別紙資料のとおり 3 月 31 日に提言としてとりまとめ、党内の検討チームに提出したことを報告。そのポイントにふれ、第 1 に特別立法に盛り込むべき緊急措置を、自己負担の免除、被災した事業所・施設の復旧に要する費用の国庫補助、新体系への移行の延期の 3 点とし、さらに第 2 に復興基本法に盛り込むべき事項、第 3 にその他避難施設の環境整備としたと述べました。

そして、本日はこの提言に関する厚生労働省からのヒアリングを受けて、時間のある限り出席の議員からの質疑を行いたいと説明しました。また、会場には当事者団体を代表して、障害者団体から J D F（日本障害フォーラム）の代表が、難病患者団体を代表して J P A（日本難病・疾病団体協議会）の代表が出席していることを紹介し、本日は当事者団体からの意見表明の時間がないが、今日のヒアリングを受けての感想や意見などを後日、ぜひ聞かせてほしいと述べて、P Tとしては、今後、他省庁からのヒアリングや当事者団体からの声を聞きながら、震災対策にむけて必要な対策を検討していきたいと結びました。

#### <厚労省説明>

次に、提言をふまえて、厚生労働省より、障害者関係を中島障害保健福祉部企画課長が、難病関係を荒木健康局疾病対策課課長補佐が、資料に沿って説明を行いました。

#### <質疑>

質疑は、停電による影響、とくに人工呼吸器などをつけて在宅や避難所で生活している人たちの実態を厚生労働省がどれくらい掴んで対応をしているのかに質問が集中しました。以下、概要。

○厚労省（土生障害福祉課長）：計画停電では人工呼吸器利用者に大きな影響が出たとは聞いていないが、大きな余震の際の停電で事故があったことは知っている。医療機関の自家発電装置の設置設備にも国は2分の1の補助を出している。ただし発注が間に合わず、すぐには対応できない状況であると知っている。

○出席議員より複数質問：「心配なのは在宅で人工呼吸器や酸素発生装置などを使っている人たち。自家発電器を給付（貸与）してくれる自治体もあるようだが、今回の震災で、自宅療養をしている人たちが自宅や避難所でどのような生活実態に置かれているのかを、掴んでいる範囲で教えてほしい」「避難所や自宅に自家発電装置があっても、最新の人工呼吸器や酸素発生器には対応できない例があったりすると聞いた。どの程度状況を把握しているか。自家発電が無理なら予備のバッテリーを支給するなどのことも必要だが、対応についてどこまでのことを考えているか。また先ほどの余震事故についての詳細も聞かせてほしい。

また、さまざまな情報が発信されているが、実情がわからない。必ずズレがあると思うので、それを埋めることも必要」○厚労省（土生障害福祉課長）：事故事例は東北管内で起こった死亡事故で新聞にも載ったもの。在宅の患者、障害者への配慮は医政局が担当だが、管内の医療機関や避難所の状況、また保健師の避難所巡回により避難所にいる障害者、難病患者を施設等に移す対応などを行ってきた。

○出席議員：在宅の人たちの状況把握はどうなっているのか？

○厚労省（土生障害福祉課長）：医療機器メーカーが情報をもっているので、なるべくその情報を生かして連絡をとるようにとすることはお願いしている。

○出席議員：10日ほど前に福島大学の先生からのメールで、避難所にいる障害児と母親が、避難所のなかで迷惑をかけるので、夜になると外に出て毛布にくるまって寝ているとい

う話を聞いた。そういう現状や、自宅に残された障害児者がどうしているのかを掴んで対応することが大事だが、どのようになっているのか知りたい。関連して、「地域、在宅でのケアがどのようになっているのか」「これからいわゆる二次障害のケースも想定される。今の困難にどう対処するかが非常に大事だと思う。本日の厚労省資料3の最後に岩手県が被災地に障がい者相談支援センターを設置するとの文書が出ている。4月1日では遅いとの声もあるが大変大事な取り組みであると思う。状況をわかる範囲で教えてほしい」との質問もあった。

○厚労省（土生障害福祉課長）：岩手は設置するとの報告だけで、状況はまだ報告を受けていない。大事な取り組みであるので、今後、他の被災地でもこのようなセンターを設置して相談員を全国から派遣できないかということも考えていきたい。また避難所だけでなく、在宅や仮設入所者も含めてどう支援していくか、発達障害児がいる場合の配慮なども含めて、対応が必要であると考えます。

○谷座長：私から4点ほど質問したい。

1) JDFが宮城、福島、岩手に被災障害者支援センターを設置した。先日現地を訪問し、センターの人たちと一緒に被災地を見て回った。現地に行ってみてわかったことは、市町村は人出が足りず手がまわらない状況であること。ならば、JDFのような当事者のみなさんの活動を積極的に活用することも考えていくべきと思う。また、身体障害者手帳や特定疾患受給者証の交付リストなどの活用も、個人情報保護、プライバシーの確保はもちろんだが、こういう時なので臨機応変に検討して訪問活動も積極的に行うべきと思うがどうか。

2) 厚生労働省の生活支援ニュースの第3号、難病相談のところに、被災県の難病相談支援センター、各県担当課の電話、FAXとともに、当事者団体としてJPAの電話、FAXが掲載されたのはとてもいい。同時に障害関係の欄にも、JDF対策本部や、各県の被災障害者支援センターの連絡先を載せることも検討していいのではないかと。

3) 県域を越えて避難している人たちがまだたくさんいる。他県の相談支援センターや支援機関との連携はどうなっているのか調べて、連携をとることも必要ではないかと。

4) 福祉避難所の設置が言われているが、現実にはあまり見られない。やはり、自宅により近い一般避難所に行くケースが多い。一般の避難所のバリアフリー対策、環境改善にも力を入れるべきだが、実態はどうなっているのか。

○厚労省（中島企画課長）：1) について、個人情報保護関係は消費者庁の管轄。自治体からすると住民のプライバシーにかかわることとして簡単ではない。岩手県では県と市がそれぞれのリストと避難所リストのつきあわせを行い、相談支援専門員の積極的な活用を行っているとしている。このような震災時なので、柔軟で弾力的な運用ができるよう、助言していきたい。

2) の生活支援ニュースへのJDFの連絡先等の掲載はありがたいお話なので、活動状況を確認して、今後掲載を検討したい。

○厚労省（疾病対策課荒木課長補佐）：3）について、県域を越えて難病相談支援センター間の連携をというご指摘は貴重な提言として受けとめたい。また、難病については県に受給者証の交付リストがあるので、これの活用の仕方も研究したい。

○厚労省（社会援護局災害救助対策室）：4）について。一般的に、近くの避難所はまずただちに避難する場所。そしてそこから配慮が必要な人を移す施設として福祉避難所を事前に指定することとされている。近くの避難所のバリアフリー化とプライバシーへの配慮は、最大限行うべきことと考える。

○厚労省（土生障害福祉課長）：発達障害児への支援対応については、理解促進のリーフも出したり、対応はしてきているが十分でない。

○出席議員：要支援被災者にどのように対応するのかということの検討の場が必要だと思うが、内閣府のなかにそういう検討の場があるのか。

○厚労省（中島企画課長）：内閣府の男女共同参画会議のなかでも今後検討していく場が設けられたと聞いている。厚生労働省もそのなかで入って検討していくことになる。

## 2. 障害者基本法改正（案）の審議日程等

谷座長は、4月22日に閣議決定された障害者基本法改正（案）については、5月中旬頃に衆議院内閣委員会において審議がスタートできるようにすすめたいと述べました。

以上。

-----

★みなさまからの情報をお寄せください。

\*-----\*

◎緊急な場合の連絡は水谷の携帯（090-8501-4281）までお願いします。

なお、メールは随時チェックしています。

J P Aホームページ <http://www.nanbyo.jp/>

震災情報ブログページ <http://blog.goo.ne.jp/jpa2011>

（こちらに声をお寄せください）

◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇

日本難病・疾病団体協議会（J P A、Japan Patients Association）

事務局長 水谷幸司

〒162-0822 東京都新宿区下宮比町 2-28 飯田橋ハイタウン 610 号

電話 03-6280-7734 F A X 03-6280-7735

<http://www.nanbyo.jp/> [jpa@ia2.itkeeper.ne.jp](mailto:jpa@ia2.itkeeper.ne.jp)

\*-----\*